

○武豊町総合計画条例

令和元年 9 月 26 日

条例第 5 号

武豊町総合計画条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本町の将来像及びそれを実現するためのまちづくりの目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づく具体的事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 町長は、本町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会)

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、町長の附属機関として、武豊町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 前項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(総合計画審議会への諮問)

第 5 条 町長は、総合計画を策定するときは、あらかじめ、前条に規定する武豊町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 6 条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 7 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第8条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(公表)

第9条 町長は、総合計画を策定し又は変更をしたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(武豊町総合計画審議会条例の廃止)

2 武豊町総合計画審議会条例（昭和48年条例第19号）は、廃止する。

○武豊町総合計画審議会規則

令和元年 9 月 26 日

規則第 5 号

武豊町総合計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武豊町総合計画条例（令和元年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、武豊町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じて次に掲げる総合計画の策定に関する事項について、必要な調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。

- (1) 武豊町総合計画基本構想に関すること。
- (2) 武豊町総合計画基本計画に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から、審議会における調査及び審議が終了し、その結果を町長に答申するまでの期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。